

## 平成30年度佐賀県消費生活審議会 議事概要

日 時：平成31年2月5日（火）14：00～

場 所：アバンセ4階 第1研修室

出席者：委員15名 県民環境部副部長、くらしの安全安心課長、参事、主幹、係長、係員

### 1. 開会

### 2. 挨拶

野中副部長挨拶

### 3. 議題

(1) 会長及び会長代理の選任について

- ・事務局より赤星委員の会長就任を提案し、了承される。
- ・赤星会長より岩本委員を会長代理に指名し、了承される。

(2) 報告事項

【佐賀県における消費者行政の取り組みについて】

(委 員) 「情報商材」という言葉の意味が理解しにくい。誰にでもわかりやすい用語の使い方を考えてはどうか。

(事務局) 国民生活センターの表記に合わせているが、もう少し実態がわかるような伝え方を考えていきたい。

(委 員) 全体の相談件数をみると若者の健康食品の相談が多いが、どういった種類のものが多いのか。

(事務局) プロテインや痩身目的のサプリメント等の相談がある。

(委 員) 若者はスマホをよく利用するが、見ているサイト内の広告がとても多い。誤って契約しないようにスマホの使い方をきちんと教育しないといけないのではないか。

(事務局) 若年者ほど契約させられる傾向もあるため、消費者教育を行っていくなかで啓発の効果的な方法を考えていかなければいけないと考えている。

(委 員) インターネット回線の卸業者からの勧誘が多く、電話で聞くだけでは詐欺なのかそうではないのかわからない。

このような勧誘事案がたくさん起こっており、相談窓口とともに周知の必要があるのではないか。

(事務局) まず、「188」に相談してもらうように啓発を行っている。県の広報広聴課の

媒体等を通じて具体的な事例についても周知していきたい。

(委員) 銀行のフリーローンは借りやすいが、返済について若い人たちは正しく理解しているのか。

気軽に借りて返済できなくなり、多重債務に陥る可能性もあるのではないか。  
また、賃貸アパートの相談とはどのような事例か。

(事務局) 賃貸アパートの退去時に追加請求についての相談事例がある。

(委員) 賃貸物件の退去時の法外な請求を行う業者について、公表する方法はないのか。

(事務局) 消費相談に基づく個別の案件には対応できるが、建築関係法令に基づく違反行為については所管部署で行うことになる。

(委員) 県の条例に基づいた指導・勧告等行うことは可能と考える。

#### 【佐賀県消費者教育推進計画の実施状況について】

(会長) 全教科の先生が消費者教育の担い手として取り組めるように、研修実施などを消費者教育コーディネーターに行ってほしい。

(事務局) 学習指導要領が変わり、消費者教育の視点が明確になったと考えている。  
消費者庁の教材「社会への扉」を活用し多くの先生が消費者教育に取り組めるよう働きかけていきたい。

(委員) この審議会に教育委員会の出席はないのか。

(事務局) 教育委員会の担当者に打診は行ったが、都合により出席できなかった。  
今後、これから行う消費者教育の施策概要が決まれば、この場に出席していただき意見交換を行っていきたい。

(委員) 本日の審議については、消費者教育コーディネーターを通じて教育委員会に伝えてもらうことが可能であると思う。

消費者安全確保地域協議会と消費者教育推進地域協議会についての取り組みは  
どうなっているのか。

(事務局) 消費者安全確保地域協議会については、高齢者の見守りのため福祉との連携が  
必要となる。

関係機関の情報共有のメリットがあるが、個人情報の取り扱いをどうするかを  
実務的に検討しなければいけないと考えている。

消費者教育推進地域協議会については、この審議会内でせっちされていること  
になっている。

(委員) 多重債務に陥っている若年層の相談が多いのは、家庭での金銭教育の欠如では  
ないかと考えている。

出前講座も1回きりではなく、継続的に受講できるような機会を設けるのが必  
要ではないか。また、PTAや地域、家庭と一緒に消費者教育に取り組める体  
制があるとよいと思う。

(委員) 取り組み状況の報告については、法に基づく報告ではなく、佐賀県の条例に基づく視点での報告を期待する。

(事務局) 今後、報告にあたり条例に基づく視点を意識していきたい。

(15時40分終了)